

業種別ガイドラインチェックシート ビルメンテナンス業

チェックシートの使い方

本チェックシートは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的に「業種別ガイドライン」の取り組み状況を把握し、改善するためのものです。

各チェック項目について「実践している」、「実践していない」、「該当しない」にそれぞれ「✓」を入れ、実践していない項目について取り組みを改善しましょう。

1. 施設内の各所における日常清掃の対応策

(1) 作業上の留意事項と各エリア・場面の共通事項

項目	実践している	実践していない	該当しない
作業前後（作業時間が長い場合は作業中でも適宜）に石けんと流水による手洗いもしくは、アルコール性手指消毒薬を使用する。ただし、アルコール性手指消毒薬を使用できるのは、手に見える汚れがないときだけである。			
洗っていない手で目、鼻、口に触れない。			
業務中は適切なマスクを着用する。十分なマスク着用の効果を得るために、着用する際には隙間ができないように注意する。			
病気や障害等でマスク着用が困難な場合には、個別の事情に鑑み、差別等が生じないよう十分配慮するとともに適切な感染対策を講じる。			
屋外でヒトとの距離を十分に確保して作業する場合は、マスクの着用は原則不要である。			
作業前及び作業中は施設の機械換気を常時行う。窓を開放する方法による換気では、2方向の窓を1時間に2回以上、数分間程度全開にする（夏季及び冬季は、室内温度が大きく変動しないように留意した上で、定期的な換気を行う。）。			
作業中に頻繁に触れる箇所を特定し、触れる回数が最低限になるよう工夫する。			
作業後に資機（器）材（例：モップ・ほうき・ちり取り等の柄など）の手入れ・消毒を行う。熱水処理する場合は、80℃で10分間の処理を基本とする。			
作業現場を車両で移動する際は、車内でも適切なマスク着用、換気、会話の自粛等基本的感染防止策を徹底する。			

(2) トイレ・洗面所

項目	実践している	実践していない	該当しない
作業前後（作業時間が長い場合は作業中でも適宜）に石けんと流水による手洗いもしくは、アルコール性手指消毒を行う。ただし、アルコール性手指消毒を使用できるのは、手に目に見える汚れがないときだけである。			
業務中はマスクのほか、使い捨て手袋を着用する。			
便器内の作業時は、汚物や汚水の飛散による感染を防止するため、顔を覆うことができる物（フェイスガード、ゴーグル等）をすることが望ましいが、使用できない場合は汚水の飛び散り等に十分注意する。			
不特定多数の者が接触する高頻度接触部位は適宜、清掃・消毒する。			
トイレットペーパーの汚染を防ぐために、未使用部分に触れないよう注意し、切離面の三角折りはしない。			
共通のタオルの使用は禁止し、ペーパータオルやハンドドライヤー等を使用する。			

(3) 従業員控室

項目	実践している	実践していない	該当しない
食事以外は常にマスクを着用する。			
一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。また、ヒトとヒトが触れ合わない距離が確保できない場合等、目を覆う高さのパーティションを設置するよう努める。ただし、パーティションが空気の流れを阻害しエアロゾル感染を起こすことがある。			
控室は、常時換気を徹底する。（空気の入れ替えができるよう、2方向の窓を同時に開ける等の対応を行う。）			
共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に清掃・消毒する。			
コップや手拭き用タオルなどは、共用しない。			
入退室前後に石けんと流水による手洗いもしくは、アルコール性手指消毒薬を用いる。			

(4) ゴミの収集業務と廃棄

項目	実践している	実践していない	該当しない
掃除機で回収したごみの処理は、紙パックごと回収袋に入れる。			
ゴミの回収時は、マスク、使い捨て手袋（素手でゴミに直接触れない）を着用する。			
接触感染を防ぐため、ゴミ袋からゴミを取り出して分別することはしない。分別ができない場合は受傷する危険性もある。施設利用者に排出時の分別を徹底してもらうことが望ましい。			
ゴミ袋はゴミの量を70%程度におさえ、しっかり縛って封をする。			
マスクや手袋の取り外し後は、石けんと流水による手洗いもしくは、アルコール性手指消毒薬を使用する。			

(5) その他（※施設の対策に関することは、ビルオーナーの意向を確認しつつ実施する。）

項目	実践している	実践していない	該当しない
感染防止のための施設利用者の誘導（密にならないように対応）			
発熱、咳、咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼びかける。			
施設出入口に非接触型の検温器や手指消毒設備を設置する。			
機械換気の場合は、空気調和設備等の点検を行い、室内の換気が適切に行われているか確認する。なお、機械換気により適切な換気量が確保できる場合は追加で窓を開放する必要はない。			
窓を開放する方法による換気では、2方向の窓を1時間に2回以上、数分間程度全開にする。窓が1方向しかない場合等は、サーメットの補助的併用も検討する。換気の悪い場合にCO ₂ センサーを（複数箇所）設置すると換気の指標になる。			
窓を開け換気する場合は、2方向を窓を開けると換気効果が大きい。外気条件を考慮し室内環境に配慮して換気方法を選択する。室内環境の目安は、温度18℃～28℃、相対湿度40%～70%が望ましい。なお、室温及び相対湿度を維持しようとすると窓を十分に開けられない場合は、窓からの換気と併せて空気清浄機や加湿器（結露に注意）を併用することも有効である。			

2. 施設内の各所における定期清掃・特別清掃時に、特に必要な対応策

項目	実践している	実践していない	該当しない
現場を移動する際に車を利用する場合は、車内の手がよく触れる箇所の清掃、消毒を行う。			
複数人で乗車する場合は、車内でも常にマスクを着用し換気を行う。			

3. 設備管理時に、特に必要な対応策

項目	実践している	実践していない	該当しない
工事が伴う作業時には密集を避けた作業シフトに変更する。			

4. 施設警備時に、特に必要な対応策

項目	実践している	実践していない	該当しない
不特定多数の者と近距離で接する業務時は、マスクを着用するほか、飛沫感染・接触感染を防止するため、顔を覆うことができる物（フェイスガード、ゴーグル等）や、パーテイション等の利用を考慮する。			
施設利用者の救助・保護等の緊急対応、遺失物の拾得などは、通常の対応を行う。対応後は、石けんと流水による手洗いもしくは、アルコール性手指消毒薬を使用する。			

5. 従業員（自社内勤務者含む）の感染管理

項目	実践している	実践していない	該当しない
石けんや流水による手洗いの徹底を図る。			
日本産業規格 T9001 に適合したマスクが望ましい。ウレタンや布は不織布よりも効果が低いことに留意する。マスクは、鼻や口からの漏れがないよう正しく着用する。			
ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。従業員が自己管理している場合は、こまめに洗濯するよう徹底を図る。			
出勤前に発熱、咳、咽頭痛、鼻汁、全身倦怠感、味覚異常、嗅覚異常、頭痛、下痢等の症状がある場合は、管理者等に報告し、出勤しないこと			

を徹底する。重症化リスクの高くない方は自宅療養を基本とし、症状悪化時は医療機関を受診する。		
以下の事項についても実施を検討する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業所は、同意を得た上で「検査を管理する従業員」を定める。 ➢ 「検査を管理する従業員」には、検査に関わる研修を受講させる。 ➢ 検体採取にあたっては、「検査を管理する従業員」の監視下に行う。 ➢ 抗原定性検査キットの購入に際しては、都道府県から無償配布されているものや、国が承認したキットを医薬品卸売販売業者（又は薬局）から購入する。 ➢ 抗原定性検査キットで陽性を示し、65歳以上または重症化リスクがある場合は医療機関を受診させる。受診する前に医療機関に陽性であることを伝える。 ➢ 65歳未満の重症化リスクの少ない者であって、症状が軽い又は無症状の方は、自己検査結果を健康フォローアップセンター等に連絡し、医療機関の受診を待つことなく健康観察を受けることも可能である。 		
朝夕礼時には各従業員の体調を確認する。健康観察アプリ（有料・無料あり）を活用し、従業員の毎日の健康状態を把握することに努める。		
新型コロナウイルス感染症と診断された場合や、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに管理者等に報告することを徹底する。		
管理者は、自宅待機となった従業員等の健康状態を毎日確認し、記録する。		
これらの報告を受ける管理者や担当者及び取り扱う情報の範囲を定め、従業員に周知を行う。		
発熱などの症状がある場合には、まずは「かかりつけ医」や身近な医療機関に電話で相談する。都道府県のホームページで診療・検査センターが公表されており、そこから近隣の医療機関を探すことができる。近隣に医療機関がない、ネット環境がない等の場合は、「受診・相談センター」に相談できる。事前に地域の「受診・相談センター」の連絡先を従業員に周知しておく。		
高齢者や重症化リスクの高い持病を持つ従業員については、より徹底した健康管理等を行う。		
夏季は、マスク等の着用による熱中症の危険性が高まるため、こまめに休憩と水分補給を行う。		
本ガイドラインに示した対応策やマスク・手袋等の個人防護具の着脱について、作業前の十分な教育が必要である。特に外国人従業員には日本語能力に応じて教育方法に配慮する。		